平成２７年（フ）第２９３号
宮崎県児湯郡川南町大字川南19313－13　ロイヤルハウス36　3612号室、住民票上の住所宮崎県児湯郡都農町大字川北5845番地75
債務者　上村幸一郎
1　決定年月日時　平成27年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３０１号
宮崎市天満２丁目５番20号　川崎ビル302号、前住所宮崎市青島３丁目１番53号
債務者　髙栁　節子
1　決定年月日時　平成27年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３０３号
宮崎市旭１－２－２　宮崎県企業局３階　法テラス宮崎法律事務所気付
債務者　越山　幸子（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３０７号
宮崎市大淀３丁目５番24号　ＹＳ南宮崎403号、前住所宮崎市堀川町45番地３　レジデンス堀川602号
債務者　工藤　有紀
1　決定年月日時　平成27年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３０８号
宮崎市恒久６丁目１番地15
債務者　大迫　正代（旧姓山野）
1　決定年月日時　平成27年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３１０号
宮崎市池内町古門999番地　県営住宅101棟17号、前住所宮崎県東諸県郡国富町大字八代北俣806番地４
債務者　緒方　寿里
1　決定年月日時　平成27年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３１３号
宮崎市祇園１丁目83番地
債務者　畑元　豊規
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第８７号
宮崎県延岡市愛宕町１丁目４番地19　愛宕ハイツⅠ　302
債務者　三井　愛
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第２８８号
岩手県滝沢市後268番地970　ひだまりの家、旧住所岩手県花巻市若葉町２丁目11番31号シティハイム若葉町Ｂ107号
債務者　小坂　明生
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２９０号
盛岡市東見前９地割157番地１　藤村貸家２号
債務者　舘澤　政行
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２９４号
盛岡市本宮４丁目１番５号
債務者　小野絵里奈
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１８０号
秋田市大町４丁目６番９号
債務者　小林　大輔
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８３号
秋田市楢山古川新町76番地２
債務者　長谷川由香
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９８号
秋田市飯島長野中町11番15号
債務者　保坂　智宏
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３号
新潟県佐渡市梅津2262番地６
債務者　祝　　圭介
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２７年（フ）第７１号
石川県小松市串茶屋町甲35番地　ブルーム103号室、従前の住所富山市柳町１丁目２番５－101号　コーポ四季
債務者　大溝　裕介
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第７６号
石川県加賀市山代温泉北部１丁目151番地１福寿荘201号室、従前の住所石川県加賀市分校町マ91番地３
債務者　山澤　俊勝
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
金沢地方裁判所小松支部